資料2

鳥取港内の遊漁船の釣り客の乗降場所及び駐車場の見直しについて(R8年4月1日からの取組(案))

※令和6年12月11日の説明会でいただいた意見を反映したものです。(※別添「12月11日説明会後の見直し内容について参照)

- 〇遊漁船は港内の複数個所に係留し、各係留場所で釣り客の駐車場不足が共通の課題となっており、特に白いかシーズン中は賀露1号物揚場で不足しています。
- 〇千代地区ボートパークの陸上保管施設に保管されている一部の遊漁船が、鳥取マリーナ周辺を釣り客の乗降場所として長期的に係留されています。
- ▶ これらの課題を解決するため、以下のとおり、令和8年度から鳥取港の利用方法の見直しを行います。(令和7年度は試行期間)
 - (1) 7 号岸壁及び物揚場に 6 隻程度の係留場所を設定予定であり、 7 号岸壁及び物揚場の 工事完了次第、賀露1号物揚場から移っていただき、混雑状況を緩和します。
 - (2)以下の各場所で、釣り客の乗降と駐車をお願いします。

遊漁船の係留場所		釣り客の乗降場所	釣り客の駐車場
賀露 1 号物揚場		賀露1号物揚場	賀露1号物揚場エプロン
		6 号岸壁	
千代地区 ボートパー ク	陸域の利用者で水域の一時 係留許可を得る利用者	千代地区ボート パーク内一時係留 場所	千代地区ボートパー クの駐車場
	陸域の利用者で上記以外の 者	鳥取マリーナ周辺 又は6号岸壁	又は
	水域の利用者	桟橋又は6号岸壁	6 号岸壁エプロン
賀露地区ボートパーク		6 号岸壁	



賀露1号物揚場について

- (1) 船長8メートル未満の船舶は、令和11年度までに千代地区ボートパークに移っていただきます。
- (2)遊漁船は可能な限り、6号岸壁で釣り客の乗降、及び駐車場は千代地区ボートパーク駐車場又は6号岸壁エプロンの利用に御協力お願いします。
- (3) 新規募集は令和8年4月以降、運用状況を見ながら検討します。

千代地区ボートパーク内の一時係留場所について

- 5月~10月は、12区画のうち6区画(予定)を一時係留場所として開放します。
- (1) 陸置き使用許可とは別に係留許可が必要です。 (2) 令和7年度:試行期間とし、利用されたい方は「届出」が必要です。
 - (毎年度、抽選により決定) (3) 令和8年度以降:使用許可、使用料の納付が必要です。